

提案地方公共団体等 提出資料

通番	ヒアリング事項	提出団体	ページ
5	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る認可権限の指定都市への移譲	指定都市市長会	1~4
11	農業振興地域の係る見直し (山林・原野化した耕作放棄地の除外を軽微な変更に追加)	長野県	5~13
24	漁業関連事務の簡素化 ア. 漁業関連融資手続きの見直し イ. 内水面漁業調整規則の改正時の国認可の廃止 ウ. 漁業における出漁時の届出等手続きの簡素化	宮崎県 鳥取県 長崎県	14~45
6	病児保育事業に係る看護師等配置要件の緩和	鳥取県	46~53
7	朝・夕の時間帯における保育士配置定数の緩和	瑞穂市	54~67
25	生活保護事務に関する規制緩和	豊田市 京都市 千葉市	68~72
16	地方社会福祉審議会の見直し	熊本県	73~80

**重点番号5: 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る認定権限の指定都市への移譲
(指定都市市長会)**

**幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る認定権限の指定都市への移譲
について**

指定都市市長会

1 背景

(1) 経緯

- ・平成18年10月 認定こども園法が施行。
施設の認定は都道府県が行うこととされた。
- ・平成24年8月 改正認定こども園法が成立。
幼保連携型認定こども園の認可は指定都市が行うこととなったが、
幼保連携型以外の認定こども園の認定権限は都道府県に残った。

施設類型		認定（幼保連携型のみ認可）権者
認定こども園	幼保連携型	都道府県・指定都市・中核市
	幼稚園型	都道府県
	保育所型	都道府県
	地方裁量型	都道府県

- ・平成27年4月 上記改正法が施行。

この間、指定都市市長会からは、地方分権改革推進委員会をはじめとした政府関係機関や政党等に対し、本件の権限移譲について三度にわたり提言を行った。

また、平成26年提案募集においても、本件権限移譲に係る提案を行った（管理番号422）が、「子ども・子育て支援新制度の施行を平成27年4月に控え、現在、自治体・事業者ともに準備に追われている状況である。このような状況の中で、認定こども園に係る窓口を変更することは、事業者に更なる混乱を招き、新制度の施行準備及び円滑な施行に支障が生じることから、現時点で一律に権限移譲を行うことはできない。」として「対応不可」とされた。

本件は、平成27年提案募集において、前年度に引き続き、指定都市市長会として共同提案することとしたもの。

(2) 条例による事務処理特例について

事務処理特例の適用状況 (全20市中)

①すでに適用を受けている指定都市	<u>8市</u> (※1)	} <u>計14市</u>
②適用に向けて道府県と協議中	<u>6市</u> (※2)	
③その他 (協議開始に向け調整中など)	6市	

※1：うち1市は平成26年11月から適用、残り7市は平成27年4月から適用。

※2：平成28年度の適用開始に向け協議中。

2 権限移譲を求める理由 (支障事例等) について

(1) 児童福祉法に基づく「設置認可」と認定こども園法に基づく「認定」との主体が異なることによる支障

[事業者や市民にとっての負担軽減の視点]

- ・ 認可権者と認定権者が異なることから、事業者が協議や申請をする際に、道府県と指定都市の両者と調整することになり、事務負担が大きくなっている。また、開設後に申請内容に変更が生じる場合も、「認可」及び「認定」に対して、変更の申請が必要となるため、事業者の事務負担が大きくなるとともに、道府県と指定都市の間での調整事務が煩雑となる。
- ・ 施設等を変更するに当たっても、保育所の認可権者と認定こども園の認定権者双方への届出が必要になる場合や、保育所の方のみ届出が必要である場合があることが想定されるので、窓口が複数ある煩雑さ、届出の必要性の判断の複雑さがあり、事業者の負担が大きいことが推察される。
- ・ 既存の幼稚園が認定こども園への移行を検討する場合、類型の変更 (幼保連携型か幼稚園型か) によって指定都市から道府県に、又は道府県から指定都市に相談の相手方を変更しなければならないため煩雑になっている。

[円滑な施策目的達成の視点]

- ・ 将来の需要減も予測し幼稚園の認定こども園移行を推進したいが、幼稚園型については道府県の認定となるため、指定都市の施策としての移行促進が行いにくい。
- ・ 認可 (認定) 基準や審査方法が道府県と指定都市で異なるため、指定都市であれば認定不相当となるところ、道府県においては認定適当となる可能性があるなど、保育の質における不均衡が生じるおそれがある。

- ・ 公立の保育所型認定こども園を開設する際、認定事務は道府県が行った。幼保連携型認定こども園の認可事務能力を指定都市が有する以上、道府県に対する認定申請事務作業は非効率であると考ええる。
- ・ 事業者が認定こども園の類型まで決めていない際の相談対応が不明であり、責任をもった対応ができない。
- ・ 指定都市が子ども・子育て支援事業計画を定めているにもかかわらず、認定こども園の認定権限がないことから、認定こども園の定員設定について、(認定こども園法第3条第6項に基づく道府県と指定都市との協議は行うが) 計画に基づいた需給調整を指定都市において直接行うことができない。

(2) 幼保連携型以外の認定こども園の「認定」と子ども・子育て支援法に基づく「確認」とで主体が異なることにより生じる支障

[事業者や市民にとっての負担軽減の視点]

- ・ 事業者にとって窓口が2か所となり、書類整備やヒアリングなどが二重の手間となる。
- ・ 認定主体による指導監督と確認主体による指導監督が二重に行われることとなり、認可と確認が一本化されている幼保連携型認定こども園や保育所等に比べ、事業者にとって負担となる。
- ・ 「確認」は利用定員の設定や運営基準の遵守など「認定」と密接に関連する。新制度実施後は、例えば、名称等の変更を行う場合でも、「確認」、「認定」でそれぞれ別々に届出等を行うなど、事業者にとっては煩雑となる。
- ・ 市民にとっては、教育・保育内容について「確認」「認定」のいずれかの権限者に相談してよいか分かりにくいなど、様々な面で支障が生じる。

(3) 事務処理特例による移譲と法律による一律移譲との違い

[事業者や市民にとっての負担軽減の視点]

- ・ 利用者や事業者にとっても、居住する市町村に認定権限があるのか、理解しやすくなり、市町村も利用者に周知しやすい。
- ・ 事業者において、条例をその都度確認する必要があり負担が増加するため。

[円滑な施策目的達成の視点]

- ・ 指定都市が、責任を持って、子ども・子育て施策を総合的かつ効果的に展開していくためには、事務処理特例による個別の移譲ではなく、法律による一律移譲の必要がある。
- ・ 事務処理特例では、道府県の条例制定に委ねることとなるため、保育の質にかかる基準設定（例：保育室の面積基準）なども道府県（議会）の考え方に左右される。
- ・ 事務処理特例による移譲では、認定こども園法第3条第1項及び第3項に基づく要件を定める条例を制定する権限を移譲することに道府県と指定都市間で合意できなければ、例えば幼保連携型認定こども園と幼保連携型認定こども園以外の認定こども園で乳児室の面積基準が異なるなど、当該指定都市としての施策展開に十分な効果が期待できない場合が想定される。
- ・ 幼保連携型認定こども園の認可が法律による一律移譲をされていることとの整合性を図る必要がある。

(4) 私立幼稚園の認可権限が移譲されていない中で、幼稚園型認定こども園の認定権限が移譲されることについて、セットでなければかえって事務が煩雑になる等の懸念はあるか。

- ・ 定員変更の際など事務が煩雑になる場合はあるものの、新たな幼稚園の認可はほぼないこと、給付・確認事務は指定都市が行うことなどから、許容の範囲内ではないか。
- ・ 待機児童の解消に向けた需給調整の観点から、認定こども園に移行する際に追加される保育所機能部分により保育の受入枠を確保することが重要であり、指定都市に認定権限が移譲されることで、計画的な施策展開が実施できるメリットの方が大きい。

3 まとめ

施設の利用者である市民や事業者をはじめ、各指定都市において、本件権限移譲のもたらす効果は大きく、また、幼保連携型認定こども園における認可関連事務や条例による事務処理特例の適用に基づく本件事務が円滑に執行されている現状にある。

また、待機児童解消や適切な幼児教育体制の確保という、市民にとって関心が非常に高い分野においてこそ、地域に根ざした基礎自治体が、迅速かつ柔軟に対応することが求められている。

以上